

長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）の維持管理に関する記録（令和7年度）

○一般廃棄物の種類及び搬入量

ごみ種類	年度計	4	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃やすごみ	9,613.87	1,734.92	1,595.22	1,520.72	1,592.80	1,547.53	1,622.68						
燃やしないごみ・粗大ごみ破碎処理後の可燃分	818.52	0.00	0.00	141.76	220.28	239.06	217.42						
プラスチック容器包装材選別後の可燃分	74.32	13.50	13.19	11.61	12.91	11.19	11.92						
搬入量合計	10,506.71	1,748.42	1,608.41	1,674.09	1,825.99	1,797.78	1,852.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

【1号炉】

○処分した一般廃棄物の数量

項目	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月別焼却量	6,139.95	1,045.38	1,169.88	1,071.49	623.48	1,144.33	1,085.39						

※ 焚却量には、粗大ごみ処理施設の破碎選別後の可燃分及びプラスチック容器包装材の選別後の可燃分を含む。

○燃焼管理に関する事項

項目	単位	規制基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定位置		-	別紙のとおり											
①燃焼室ガス温度	°C	800以上	1,035	1,044	1,030	1,031	1,034	1,049						
②集塵機入口温度	°C	200以下	154	155	156	156	158	158						
③一酸化炭素濃度	ppm	100以下	2	3	3	3	4	4						

※ 燃焼管理の基準は、廃棄物処理法施行規則第4条の5 『一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準』による

※ 燃焼管理の測定結果は、連続記録計の平均値

○堆積したばいじんの除去

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冷却設備												

堆積したばいじんは、焼却施設の稼働は自動で除去

○排ガス測定結果

項目	単位	規制基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取位置		-	別紙のとおり											
採取日		-	-	-	6月25日	-	-	-						
測定結果取得日		-	-	-	7月18日	-	-	-						
④ばい煙測定	硫黄酸化物	ppm	100以下	-	-	0.79	-	-	-					
	ばいじん	g/m ³ N	0.02以下	-	-	<0.001	-	-	-					
	塩化水素	ppm	100以下	-	-	5.3	-	-	-					
	窒素酸化物	ppm	100以下	-	-	62	-	-	-					
採取位置		-	別紙のとおり											
採取日		-	-	-	-	-	-	-						
測定結果取得日		-	-	-	-	-	-	-						
④ダイオキシン	ng-TEQ/m ³ N	5以下	-	-	-	-	-	-						

【2号炉】

○処分した一般廃棄物の数量

項目	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月別焼却量	5,110.66	946.88	350.36	842.34	971.93	1,115.05	884.10						

※ 焚却量には、粗大ごみ処理施設の破碎選別後の可燃分及びプラスチック容器包装材の選別後の可燃分を含む。

○燃焼管理に関する事項

項目	単位	規制基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取位置		-	別紙のとおり											
採取日		-	-	-	6月26日	-	-	-						
測定結果取得日		-	-	-	7月18日	-	-	-						
④ばい煙測定	硫黄酸化物	ppm	100以下	-	-	1.8	-	-	-					
	ばいじん	g/m ³ N	0.02以下	-	-	<0.001	-	-	-					
	塩化水素	ppm	100以下	-	-	15	-	-	-					
	窒素酸化物	ppm	100以下	-	-	66	-	-	-					
採取位置		-	別紙のとおり											
採取日		-	-	-	-	-	-	-						
測定結果取得日		-	-	-	-	-	-	-						
④ダイオキシン類測定	ng-TEQ/m ³ N	5以下	-	-	-	-	-	-						

※ 燃焼管理の基準は、廃棄物処理法施行規則第4条の5 『一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準』による

※ 燃焼管理の測定結果は、連続記録計の平均値

○堆積したばいじんの除去

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冷却設備												

堆積したばいじんは、焼却施設の稼働は自動で除去

○排ガス測定結果

項目	単位	規制基準	4月	5月
----	----	------	----	----